

南 陽 市 長 殿
南陽市議会議長 殿

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 伊 藤 俊 美

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

- 1 監査の対象 社会福祉法人 南陽市社会福祉協議会
- 2 監査の期日 令和元年10月25日
- 3 監査の執行者 監査委員 青 木 勲
監査委員 伊 藤 俊 美
- 4 監査の範囲 平成30年度における南陽市社会福祉協議会へ支出した補助金の執行状況及び指定管理の運営状況
・南陽市社会福祉協議会運営事業補助金
・南陽市社会福祉協議会地域福祉振興活動交付金
・南陽市健康長寿センター・デイサービスセンター（指定管理）
・南陽市老人いこいの家（指定管理）
- 5 監査の方法 資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取して監査を行った。
- 6 監査の結果 補助金の交付申請から実績報告に至る事務は適正に処理され、計数上の誤りは認められず、補助事業の執行についてもおおむね良好と認められました。
また、指定管理の協定から事業報告に至る事務は適正に処理され、計数上の誤りは認められず、管理運營業務の執行についてもおおむね良好と認められました。